

◎議案第 4 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 4 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第 4 号でございます。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出。白老町長。

附則でございます。

1 この条例は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

続きまして 2 ページをお開きください。提案説明でございます。出産育児一時金等の見直しに伴い健康保険法施行令等の一部が改正されたことから本町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例

白老町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、町長が<u>健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条</u>の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が<u>健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条</u>の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>
---	---

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。この出産一時金については42万円という金額は変わらないのですが一時金として39万円が40万4,000円になったということで、あとは町長認可によってその不足分というか42万円になるわけですけれども、前回のこの3万円というのは町長の許可ということは出しているところと出していないところがあると思うのです。その3万円は何の分だったのか。私ちょっと記憶なくて、何かの分だったと思うのですがこれが結局は少なくなるという意味なのですからその辺の解釈をどうすればいいのかお伺いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 南町民課長。

○町民課長(南光男君) 出産一時金につきましては今回出産一時金の金額と産科医療補償制度の加算額が見直されたものでございまして支給額は42万円が変わりません。それで出産一時金については1万6,000円ほどの増額なっていますけれどもそのほかに産科医療補償制度というのがありまして、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合の加算額で健康保険法施行令36条に基づいて3万円を超えない範囲内で保険料が定めとなっております。それで今回掛け金の見直しがありまして3万円から1万6,000円に引き下げることになりました。それに基づいて加算額は1万6,000円を基準とすることで施行令が改正されたものでございます。保険者が定める金額ということで産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合はもちろん出産された方に1万6,000円が請求されますのでそれを保険給付として支払うというところでございます。以上でございます。

○議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。そういうことは産科医療保障制度加入医療機関以外の個人病院だとか加入していないところでお産した場合にはこの1万6,000円は認められないけれども、出産の一時金としては多くもらえるようになるといういい改正なのですか。そういうこと

だけ確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南光男君） 現状で産科医療補償制度加入医療機関というのはさほどないかと思っております。それで実質的には 42 万円の支給になると思っておりますけれども、議員おっしゃるとおりに参加していない医療機関で出産した場合は 39 万万円から 40 万 4,000 円ということになりますので有利という形にはなりません。でも現状的には大体加入されていますので 42 万円ということになっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 4 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。